

DMATの活動における連携

平成25年11月5日
厚生労働省医政局

災害派遣医療チーム(DMAT)とは

○日本DMAT活動要領(医政指発第0330第2号平成24年3月30日(改正))(抄)

概要

- DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

運用の基本方針

- 活動は、通常時に都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、独立行政法人国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- DMAT指定医療機関は、通常時に、DMATの派遣の準備、DMATに参加する要員の研修・訓練に努め、災害時に、被災地域の都道府県等の派遣要請に応じてDMATを派遣する。
- 災害拠点病院をはじめ、日本赤十字社、国立病院機構、大学附属病院等は、DMATの活動に必要な支援(情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等)を可能な範囲で行う。

要領の位置づけ

- 本要領は、厚生労働省防災業務計画に基づき、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画等においてDMAT等の派遣要請、運用について記載する際の指針となるものである。

DMATとは

- 災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。

災害派遣医療チーム(DMAT)

- 平成17年3月に独立行政法人災害医療センターにおいて、初めて日本DMAT隊員養成研修を開催。
- 災害急性期(**発災後48時間以内**)に活動を開始できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。(1チームは4名からなる。)
- 平成25年3月末までに、1, 150チームを養成した。
- 医師2, 333人、看護師2, 941人、業務調整員1, 950人

(研修内容)

- 災害急性期における傷病の大部分は外傷症例であり、DMAT隊員には災害時における外傷初期診療の能力が求められる。
- 災害時は圧挫(クラッシュ)症候群の存在を念頭に置き、早期の認識と治療の開始が重要である。
- 災害時の診療は外傷初期診療ガイドライン(JATEC)に準拠している。(日本DMAT隊員養成研修講義スライドより)

(被災地へ向かう医療チーム)



(医療チームの被災地での活動)



東日本大震災におけるDMATの活動

- 活動場所：岩手県、宮城県、福島県、茨城県
- 活動チーム数：約380チーム
- 隊員数：約1,800名
- 派遣元都道府県：47都道府県
- 活動期間：3月11日～3月22日（12日間）
- 主な活動内容
 - 病院支援
 - － 被災地域内の病院の診療支援と情報の発信。
 - － 本部設置、トリアージ、治療、後方搬送を実施。
 - 地域医療搬送
 - － ドクターヘリや救急車により、被災地域内医療機関から被災地域外の近隣の医療機関等へ患者を搬送。
 - 広域医療搬送
 - － 自衛隊機5機で、19名の患者を被災地外へ搬送。
 - 入院患者の救出と搬送
 - － 津波で孤立した病院の入院患者の救出活動に参加し、トリアージや応急処置を実施。（合計300名以上の患者救出に従事。）

東日本大震災におけるドクターヘリの活動状況

- ドクターヘリの出動：計16機
 - 140名以上の患者搬送を実施
 - DMATヘリ拠点
 - － 福島県内ヘリ拠点：福島医大（統括：千葉北総）、ドクターヘリ8機の運用
 - － 岩手県内ヘリ拠点：花巻空港（統括：前橋赤十字、愛知医大）、ドクターヘリ7機、調査ヘリ4機の運用
- ※その他、栃木県ドクターヘリは、基地病院を拠点として被災地域内で活動。



被災都道府県におけるドクターヘリ運用

DMATによるドクターヘリの活用

日本DMAT活動要領(平成25年9月4日最終改正)

○ 災害時におけるドクターヘリの業務

- ・ 患者の搬送やDMATの移動
- ・ 医療資機材の輸送

○ ドクターヘリの調整

- ・ DMAT都道府県調整本部 → 航空機運航の調整担当部署にDMAT要員を派遣
- ・ ドクターヘリ基地病院DMAT → SCUにおけるドクヘリ運用調整を支援
- ・ ドクターヘリ運航会社 → SCUにおけるドクターヘリの運航調整を支援

